

# ペット飼いの主の責任

犬や猫などのペットが命を終えるまで飼いつづけることを飼い主の責務とした

「改正動物愛護管理法」の公布から2年、施行から1年が経過した。法改正によって都道府県などは、安易なペットの引き取りを拒否

できるよつになった。県動物愛護センター（青森市）は法改正前、飼い主が引き取りを求めてきた犬や猫を、原則としてすべて引き取ってきた。しかし、改正法が公布された2012年9月からは、翌年の施行を待たずに犬や猫の引き取りを厳格化した。

責任を明確にした法改正ではあったが、それだけでは無責任な飼い主はなくなり、引き取りを求めた場合▽

## 大切な命を預かる覚悟を

責任を明確にした法改正ではあったが、それだけでは無責任な飼い主はなくなり、引き取りを求めた場合▽

ペットは人間の生活を豊かにしてくれるかけがえのない存在であり、動物の命も人間と同じく大切である

責任を明確にした法改正ではあったが、それだけでは無責任な飼い主はなくなり、引き取りを求めた場合▽

ことば言うまでもない。飼い主や、これから飼おうとしている人たちは、ペットの命を預かる覚悟を持たなければならぬ。同センターが犬や猫の引き取りを拒否するのは▽ペットショップなどからの引

ケースだ。引き取りを厳格化した結果、11年度に2955匹（犬456匹、猫2499匹）だった引き取り数は、13年度には1796匹（犬365匹、猫1431匹）まで減少した。本年度は8月末

やげなどの動物の收容も行っている。同センターは譲渡会を開くなどして新しい飼い主を見つけたり捕獲した犬や猫の多くを集まった犬や猫の多

つとする理由は「自身の高齢や病気」「引越」「病気のペットの治療費が払えない」「子猫が増えすぎた」「犬が人をかんだりする問題行動」などさまざま。飼い主が事前に対応を考えたおけば、解決できたケースも少なくない。他県では盲導犬が刺されてけがをするなど、動物虐待も問題になっている。今月20～26日は動物愛護週間だ。県動物愛護センターも20、21の両日、「動物ふれあいフェスティバル」を開く。多くの県民が動物に接しながら、命の大切さについて考えてほしい。